

会員規定

2024年1月4日施行

(目的)

第1条 この規定は、この法人の会員がこの法人の運営および諸事業に対し有する権利および義務の詳細を明確にするために設ける。

(性格)

第2条 この法人の会員は、この法人の定款に定められた目的と事業内容をよく認識し、財政面での支えとなるとともに、新しい市民社会の実現に寄与するものである。

(会員の範囲と義務)

第3条 この法人の会員は、定款第6条に定める種別の通りとし、定款第8条の規定により、本規定第4条の会費を納入しなければならない。

(会費)

第4条 定款第8条による会費は、次の通りとする。
会費は、定められた年額を一括して支払うものとする。

(1) 正会員

個人会員 年会費24,000円

(2) 準会員

個人会員 年会費1口12,000円を1口以上

(3) 法人会員

年会費1口50,000円を1口以上

2 年会費は、毎年4月1日より翌年3月31日までの1か年の会費をいう。

なお、入会年度は、申込日を入会日として、入会日の翌月から起算した月割り金額

(法人会員は、計算端数の都合上月額4,000円で計算する)を年会費として、一括して支払うものとする。ただし、月割りしない年会費を支払う事を妨げない。

(会費の納入)

第5条 会員は、毎年当該年度の会費を以下記載の口座に4月末までに銀行振込にて納入するものとする。ただし、年度中途に新たに入会した会員は、当該年度会費を入会月の翌月末までに納入するものとする。

楽天銀行 第三営業支店(253) 普通 7486417 NPO法人 児童福祉の架け橋

(役 割)

第6条 会員は、次に掲げる役割の遵守につとめなければならない。

- (1) 正会員は総会への出席
- (2) 事業活動への参加

(特 典)

第7条 会員は、この法人が発行する資料等の優先的配付を受けることができる。

2 会員は、この法人が開催する集会等に優先的に参加することができる。

(休会)

第8条 会員は、病気・海外赴任・災害・団体運営上の理由等により、会員としての活動が著しく困難な場合、代表理事に休会の申し出を行うことができる。この申し出が適当と判断される場合、1年以上2年以内の期間に限り休会扱いとすることができる。

- 2 休会中の会員に対しては、会費納入を免除する。
- 3 休会中の正会員は、本規定第6条(1)に基づく権利を有しない。
- 4 休会中の会員に対しては、本規定第7条に基づく特典を有しない。
- 5 休会中の会員は、申出によりいつでも会員に復帰することができる。
- 6 休会期間が2年を超えた場合は理事会の議決を経て退会したものとみなすことができる。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届(別紙1)を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(入会申込書)

第11条 定款第7条2項に定める入会申込書は別紙2の通りとする。

(規定の変更)

第12条 この規定は、総会の議決によって変更することができる。

2024年2月27日改定

年 月 日

退会届

NPO 法人 児童福祉の架け橋 殿

氏名 _____ 印

この度貴会を退会したく下記の通りお届け致します。
つきましては、会員名簿からの除名および今後の会報等の停止手続きをお願いします。

記

退会年月日 年 月 日

退会の理由

備考

以上

